

りーがるかわら版

第20号



公式マスコットキャラクター
「りーがるー」

〈発行日〉 2022年9月15日

〈発行〉 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-2-23（司法書士会館内）
電話 092-738-1666

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 司法書士の役割

令和4年5月21日（土）12時より、天神ビル11階10号会議室にて、上記表題のとおり、西川浩之リーガルサポート副理事長を講師とする研修が行われました。

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画

第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という）の策定は、令和3年3月から検討が始まり、論点と課題が検討されました。

その中で、成年後見制度の利用促進に当たっての、基本的な考え方及び目標として（1）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の促進（2）尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等（3）司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくりが定められました。（1）については、地域共生社会の実現に向けて共通基盤となる考えを「権利擁護支援」と位置付けた上で成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進める、（2）については、本人にとって成年後見制度を利用する必要性、補充性を考慮し、他の制度によって権利擁護を図ることができる場合はその制度を利用できるよう連携体制を整備することとされました。

続けて、成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策として（1）成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実（2）尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが挙げられています。（1）では後見三類型の一元化や有期（更新）の導入により柔軟な対応ができるようにすること（2）では本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代が実現するようにすること

リーガルサポートふくおか
ホームページはこちら！！

リーガルサポートふくおか

検索

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>



が検討されています。さらに不正防止も重要な問題で、専門職団体、市民後見人を支援する団体には適切な保険の導入に向けた検討も期待されています。

2. 基本計画の下での司法書士の執務姿勢

以上のような基本計画の下で、今後のリーガルサポートの活動方針が説明されました。会員には執務姿勢として（１）「専門職後見人」から「後見の専門職」を目指すこと（２）権利擁護支援チームに「後見の専門職」として加わり、適切に本人の権利擁護を図る活動をする（３）『司法による権利擁護支援』の担い手・「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする法律事務の専門家」として、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等を通じた福祉と司法の連携強化に資する活動をする事が求められます。

3. 当法人の支部役員・委員・会員に望まれる支部事業又は後見業務への取り組み

今後、望まれる取り組みとしては、（１）司法と福祉・行政の双方へのコミットが求められることを認識して日々の活動をする（２）成年後見「以外」の制度の利用による権利擁護支援や、個々の成年後見等の受託に限らない権利擁護支援への適切な関与が求められているという認識を持って活動する（３）個人や家族を対象にする「ケースアドボカシー」だけでなく、地域や集団を対象にする「クラスアドボカシー」の視点からの活動にも積極的に取り組む（４）家庭裁判所からはもちろんのこと、行政・中核機関から「司法による権利擁護支援」という観点からの関わりが求められていることを認識して活動することとなります。いずれも、個別視点の観点だけではなく地域や関係者との連携や調整、本人支援体制整備への関与といったマクロの視点が求められています。

以上のように、これからリーガルサポート会員に求められる役割はますます重要となり、これまでとは違う役割を期待されることになると思います。一人ひとりがそれに応えることができれば権利擁護を必要とする人の支援が充実するのではないかと感じました。

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

- ・相談専用電話 092-738-7050
- ・月曜日～金曜日午後1時から3時まで（※）

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込）》

- ・予約電話番号 092-738-1666
事前予約要。
- ・毎週水曜日午後1時から3時まで（※）
- ・場所 福岡県司法書士会館内相談室

《講師派遣（有料）金額についてはご相談ください。》

（※）祝祭日、年末年始、盆休日除く